

あなたはご存知ですか？

支払った相続税が戻ってくることを！

突然ですが、税金のプロである税理士によって、相続税の申告額が違うことがあることをご存知ですか？

全国の税務署に毎年提出される相続税の申告書は、

年間約4万5000枚です。

この数に対して、税理士の数は**約7万人**いるそうです。

ということは、年間1件も相続税の申告をしない税理士が、かなりいることとなります。相続税ほど税理士の手腕によって差が出る税金はありません。

相続税申告を10人の税理士に依頼したとすると、全員の納税額が違うということも過言ではありません。

単純な間違いや土地の過大評価等、相続税の過払いが見受けられます。

税務署は、このような間違いに気付いても、多く支払いすぎていても何もアクションを起こしてはくれません。

逆に少なすぎる場合には、税務署は税務調査にくるのです。

このような状況から、もしあなたが申告した相続税が多く支払われているとしたらいかがでしょうか？

冒頭でもご説明したように、税理士という資格を所有している先生でも年間で1件の相続税申告をしない税理士がいらっしゃいます。

あなたが依頼した税理士が相続税申告を年間で1件やるかやらないかの税理士だとしたら・・・？

もしかしたら、本来の相続税申告額よりも多く支払われている可能性があります。

もし多く支払われている場合には、修正申告をすることで税務署から申告した相続税が還付される可能性があるのです。

アパマン経営達人会の税理士は、不動産、相続税専門に取り扱っているため過去に何件も他の税理士が行なった相続税申告の修正申告を行ないました。

その結果、税務署から還付を受けたケースは過去に何件もあるのです。

そこで、ご提案です。

もしあなたが相続税を多く支払われているかもしれない・・・と不安に思われた場合、アパマン経営達人会に一度ご相談下さい。

専門税理士が、申告された相続税を精査し、親身に対応させていただきます。
ご相談料は無料です。お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、相続税に関して少しでもご不安な方に先着10名様に

“知らないで損をする相続税のイロハ” 定価 1575円 を
プレゼントします！

ご希望の方は、

お名前、ご住所、連絡先等をご記入の上、下記ページから
お申し込みください。

お申込みは、[こちら](#)



追伸：

相続税は申告書を提出してから5年以内であれば「更正の請求・嘆願」という
手続きにより納めた相続税が還付される場合があります。

5年を経過すると修正申告することは出来なくなります。

相続税申告をしてから5年以内で、相続税申告に不安のある方はお早めにご相談下さい。

聞くは一瞬の恥、知らぬは一生の損とならない為にも、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせは、こちら

→ (TEL 03-5641-3733)

日本橋不動産よろず相談所 事務局